

志秦塾 会則

2014. 10. 10 制定

2015. 10. 8 改定

2016. 10. 14 改定

2020. 10. 22 改定

2021. 10. 8 改定

2022. 10. 28 改定

2023. 10. 20 改定 (案)

志秦塾 会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、「志秦（ししん）塾」と称する。

第2条 (事務局)

本会は、事務局を愛媛県松山市小坂3丁目2-12F Pラボ2F株式会社コンベックス内に置く。

第3条 (目 的)

本会は、秦 敬治氏の、人材育成、組織マネジメント、コーチング、リーダーシップなどを中心に会員同士が学びを深めることを目的とする。

志を持った者が、秦 敬治氏の元で学び成長をし、会員はこの学びを経営指針・人生の指針とする。

また、秦 敬治氏の推進する教育経営学の研究発展に、この学びを以って協力する。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 毎月テーマを決め、例会（勉強会）を行う。
2. ベンチマーク研修旅行で、見聞を広める。
3. 大学、教育機関及び関連する官公庁、団体その他関係機関との協力連携ならびに交流事業
4. 参加各社・個人相互および異業種企業との情報交換・交流事業の開催
5. その他目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

第5条 (種 別)

本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の会員とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同し、愛媛で事業を行なっている、かつ、愛媛県内に本社、または本部を置く法人または団体、個人事業主

また、正会員にはマスター会員を定め、秦 敬治の教えを講師として伝える役割を担う。マスター会員しか受講できないプログラムを受講できる。

2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人・法人または団体

第6条 (入 会)

1. 本会に入会を希望するものは、別に定める入会申込書を代表幹事に提出し、幹事会の承認を得なければならない。
2. 正会員及び賛助会員が法人又は団体・個人の場合にあっては、本会に対する代表者としてその権利を行使する者を定め代表幹事に届け出なければならない。会員代表者を変更したときも同様とする。

第7条 (入会金および会費・例会出席)

1. 正会員は、入会時に別に定める入会金を納入しなければならない。
2. 正会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、別に定める会費を納入しなければならない。
3. 賛助会員は、会費を納入する必要はないが、参加ごとに参加費を納入することとする。~~なお賛助会員の期間は入会より1年以内とする。~~

4. 正会員が例会を欠席する場合、同会社社員であれば、代理で出席できることとする。リモート配信時、複数人が正会員で参加している場合は、リモートに1名無料で参加可能とする。
5. 学生、未成年の参加について、次世代のリーダーを養成するために、リーダーシップについて目的をもって学びたいものは受講を認める。会費は別途「会費に関する規定」に定めるとおりとする。

第8条 (会員の資格喪失)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき。
4. 正当な理由なく会費を1年間以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
5. 除名されたとき。

第9条 (退 会)

1. 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を代表幹事に提出しなければならない。
2. 会員が解散、または事業所を閉鎖したときは、退会したものとみなす。
3. 会員が会員事業所を退職した場合も退会したものとみなす。

第10条 (除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会の会則又は規定に違反したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条 (抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

第12条 (種別及び定数)

1. 本会には、次の役員を置く。
 - (1) 幹事 5人以上15人以内
 - (2) 監事 1人
 - (3) 相談役 1人

第13条 (役員を選任)

1. 幹事および監事は、総会において選出する。
2. 代表幹事は、幹事の互選によりこれを定める。
3. 代表幹事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第14条 (役員職務)

1. 代表幹事は、本会を代表し、業務全般を総理する。
2. 事務局は、幹事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理する。
3. 幹事は、幹事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)財産及び会計の状況を監査すること。

(2)幹事会及び事務局の業務執行の状況を監査すること。

(3)総会及び幹事会で前2項の監査報告をすること。

第15条 (役員任期)

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
4. 代表幹事は特別な理由がない限り、再任は不可とする。

第16条 (役員解任)

役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため職務執行に耐えられないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第17条 (報酬等)

1. 役員は無給とする。
2. 役員には、費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

第4章 会 議

第19条 (種 別)

1. 本会の会議は、総会及び幹事会の2種とする。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条 (構 成)

1. 総会は、正会員をもって構成する。ただし、賛助会員の出席を妨げない。
2. 幹事会は、幹事をもって構成する。
3. 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。
4. 相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

第21条 (権 能)

1. 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) 会則その他規約の変更

(4) その他本会の運営に関する重要な事項

2. 幹事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条 (会議の開催)

1. 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 幹事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の3分の1以上から開催目的を記載した書面により請求があつたとき。

(3) 財産及び収支について監事から招集の請求があつたとき。

3. 幹事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表幹事が必要と認めたとき。

(2) 代表幹事を除く幹事現在数3人以上から開催目的を記載した書面により請求があつたとき。

第23条 (召集)

1. 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表幹事が召集する。

2. 代表幹事は、前条第2項第2号の場合には、請求のあつた日から30日以内に臨時総会を、また、同条第3項第2号の場合には、請求のあつた日から14日以内に幹事会を召集しなければならない。

3. 会議を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに通知しなければならない。

第24条 (議長)

1. 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。
2. 幹事会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

第25条 (定足数)

会議は、総会においては正会員の3分の1、幹事会においては幹事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条 (議決)

1. 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数の同意をもって決する。

第27条 (書面表決等)

やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は幹事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、その正会員又は幹事は出席したものとみなす。

第28条 (議事録)

1. 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は幹事の現在数

(3)会議に出席した正会員の氏名又は幹事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）

(4)議決事項

(5)議事の経過の概要及びその結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名し、押印をしなければならない。

第5章 委員会

第29条（委員会）

1. 本会は、その目的達成に必要な事項を独立して審議・調整し、又は実施するために必要に応じ常任委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。
2. 常任委員会は、特定の会務又は事業の円滑な遂行のため、年度を通して設置する。
3. 特別委員会は、特別な事項の審議、専門的事項の調査研究等を行うため、期間を定めて設置する。
4. 委員会の設置は、幹事会が決定する。
5. 委員会は委員をもって構成し、委員は正会員のうちから幹事会の議決を経て代表幹事が委嘱する。
6. 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

7. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
8. 委員会に関し必要な事項は、幹事会の議決により定める。

第6章 資産（財産）及び会計

第30条 （資産の構成）

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

第31条 （資産の管理）

本会の資産は、事務局が管理し、その方法は、幹事会の議決を経て代表幹事が別に定める。

第32条 （経費の支弁）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第33条 （事業計画及び予算）

1. 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表幹事が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、代表幹事は、幹事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第34条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算は、代表幹事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に全会員に報告しなければならない。

第35条（特別会計）

本会は、必要があるときは幹事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第36条（長期借入金）

本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第37条（事業年度）

本会の事業年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

第38条（会則の変更）

この会則は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得なければ変更する事がない。

第39条（解散）

本会は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て解散する。

第40条（残余財産の処分）

本会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員の3分の2以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

第41条 (設置等)

1. 本会の事務を処理するために事務局を置く。
2. 事務局には、事務量に合わせて事務局員を嘱託として置く。
3. 事務局員の任免は、幹事会の同意を得て代表幹事が行う。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て、代表幹事がこれを定める。

第42条 (備付け帳簿及び書類)

事務局には、常に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

1. 会則及び規程
2. 幹事、会員名簿及び会員の入会・異動に関する書類
3. 許可、認可及び登記に関する書類
4. 会則に規定する機関の議事に関する書類
5. 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
6. 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
7. その他必要な帳簿及び書類

第9章 補則

第43条 (委任)

この会則の施行について必要な事項は、幹事会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

附 則 (平成26年9月22日)

1. この会則は、本会の第一回総会のあった日から施行する。
2. 本会設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず設立許可のあった日から平成28年9月30日までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から平成27年9月30日までとする。

志秦塾 会費に関する規程

第1条 (総則)

志秦塾 の入会金および会費は、会則第7条で定めるほか本規定の定めるところによる。

第2条 (会費)

正会員の会費は月 5000 円 年額 60,000 円とする。

一会社、二人目からは、正会員の会費を半額とする。

入塾を検討する際に、オブザーバーとして例会に1回参加することができる。

リアル参加・リモート参加共に、参加料を1,000円とする。

第3条 (入会金)

正会員の入会金は10,000円とする。

一会社、二人目からは、正会員の入会金を半額とする。

第4条 (年度途中入会者の入会金及び年会費)

年度の途中で入会した場合は、入会が受理された月の末日までに、9月までの月会費を支払うものとする。

いずれの場合も、一会社二人目からは入会金・年会費を半額とする。

- (1)3月に入会が受理された場合

$$5000 \text{ 円} \times 4 \text{ 月} \sim 9 \text{ 月 } 6 \text{ ヶ月} + \text{入会金 } 10000 \text{ 円} = 40000 \text{ 円}$$

- (2)7月に入会が受理された場合

$$5000 \text{ 円} \times 8 \text{ 月} \sim 9 \text{ 月 } 2 \text{ ヶ月} + \text{入会金 } 10000 \text{ 円} = 20000 \text{ 円}$$

第5条 (賛助会員の参加費)

賛助会員の参加費は毎回6000円とする。

塾生の親族の2回目以降の参加については、賛助会員会費の半額の3000円とする。

第6条 (納入時期および方法)

会費は、9月30日までに、指定された口座に振り込むものとする。

第7条 (退会)

年度の途中で退会した場合、納入した会費は返却しない。

第8条 (その他)

本規程に定めのない事項については、幹事会で決定する。

第9条 (改廃)

本規程は、総会の承認を得て改廃する。

第10条 (学生・未成年の参加について)

- 次世代のリーダーを養成するために、リーダーシップについて目的を持って学びたい者は、受講を認める。

- ・学生会員として、初回は無料、2回目以降は、500円の会費を支払う
招待学生については、無料とする。

- ・インターン学生の参加については1,000円の会費を支払う。

- ・懇親会については、未成年の参加は原則認めない。

ただし、正当な理由がある場合は、参加を認める場合もある。

付 則

1. この規程は本会総会で承認された日から実施する。